

# 情報通信技術の発達と人格権・肖像権

## ——情報通信技術が人格権の概念をどのように変えるか： 法律家の視点から——

The Relationship between Communication Technology and Personal Rights

三浦正広

### Abstract

人格権の発展はメディアや情報技術の発達と密接に関連している。写真撮影による肖像権の侵害、マスメディアによる名誉やプライバシーの侵害事例に見られるように、メディアや情報技術の発達とともに、人格権侵害の可能性や範囲も拡大し、人格権に対する意識を向上させた。そのような情報技術が人格権概念にどのような影響を与えるかについて考察する前提として、人格権や肖像権とはどのようなものかについて、歴史的及び法律解釈論的な側面から概観する。  
キーワード：人格権、肖像権、個人情報、プライバシー権

### 1. はじめに

人格権とは、人の身体的及び精神的利益を保護する権利であり、名誉権、氏名権、肖像権、プライバシー権などの権利の総称である。これらの権利はいずれも制定法上の権利ではなく、判例法によって保護されている権利である。法律上、人格権は私法上の権利として財産権と対比され、憲法が保障する個人の尊厳をその根拠とするものと考えられている。歴史的に見ても、フランス革命によって確立された所有権の絶対性を基本原理とする近代市民法は、財産権の保護が中心であり、人格権という権利思想のほう芽は見られない。ところが、時代が進むにつれて、特に欧米における産業革命期において機械化が進むことで人間性が疎外され始めたことに対する反動として、人の人格を尊重しようという機運が生まれ、法律上の権利としての人格権思想が芽生え始めることになる。財産権という古典的、伝統的な権利概念と対比して、人格権は20世紀的な権利であるといわれている。

また、人格権論の発展はメディアや情報技術の発達と密接に関連している。判例法上の権利である人格権は、個々の事例における一般論において承認されている権利にすぎず、権利の内容はかなり漠然としており、権利としての輪郭は必ずしも明らかになっているとはいえない

い、発展途上の権利であるともいえるが、マスメディアによる名誉毀損やプライバシー権の侵害事例に見られるように、メディアや情報技術の発達とともに、人格権侵害の可能性や範囲も拡大し、人々の人格権に対する意識を向上させるという結果をもたらすことになる。すなわち、「人格権が具体的にどの範囲で、またどのように保護されるかということ、それぞれの社会における人間の主体性ないし人間的価値がどれほど社会的に承認され、またその承認が政治的権力との関係において反映するか、という歴史的問題である」<sup>(1)</sup>といえよう。

そして、IT時代において、個人情報の保護が重要な課題となっているように、情報通信技術時代の進歩は、指紋はもとより、声、静脈やDNA解析などの人の身体的特徴、すなわち究極の個人識別方法を発達させている。

本稿は、そのような情報通信技術が人格権意識にどのような影響を与えるかについて考察する前提として、そもそも人格権や肖像権とはどのようなものであるのか、それらの権利が法律上の権利概念としてどのように認識されているのかということについて、歴史的な側面及び法律解釈論的な側面から概観したいと考える。

### 2. 人 格 権

1789年のフランス革命以降、財産権としての「所有権」を手にした市民階級は、契約自由などの基本原理とともに私法秩序を確立する。このような近代市民法秩序のもとで、資本主義経済システムが動き出すことになる。そ

三浦正広 国士館大学法学部現代ビジネス法学科  
E-mail mmiura@kokushikan.ac.jp  
Masahiro MIURA, Nonmember (Faculty of Law, Kokushikan University, Tokyo, 154-8515 Japan).  
電子情報通信学会誌 Vol.90 No.2 pp.86-90 2007年2月

して、19世紀になると、この資本主義経済は新たな発展段階を迎えることになり、産業革命期を経て、産業資本主義という社会構造が発達した。こうした時代においては、技術革新による工業化、機械化が進展し、大量生産・大量消費社会が出現するようになる一方で、近代市民法の基本原理である私的自治あるいは意思主義といった考え方も次第に影が薄くなり始めた。産業革命による社会構造の変化は、人々に経済的、物質的な豊かさをもたらしたものの、工業化、機械化による人間性の疎外へとつながっていく。そのような社会状況に対する反動として、個人の尊厳を再認識しようとする風潮が高まり、法律的には人格権という権利思想が唱えられるようになった。そして、人格権は、法制度の中で実体法上の権利として確立されるようになる。ヨーロッパの中でも、とりわけドイツを中心として、法律上の権利概念としての認識が強まった。

その後時代を経て、近代資本主義の発展過程として現われた産業資本主義社会、工業化社会は、二度の世界大戦を経て大きく肥大したように、科学技術に裏打ちされた軍事力の強化に利用されるなどして、人々の心を疲弊させることとなった。そのような時代背景のもとで、やはり人間の尊厳、アイデンティティの重要性が主張されるようになると、人格権についての議論が再燃する。人格権は、所有権と対比すると、極めて観念的な概念であり、それぞれの時代や社会の法思想としての側面が強く、その時代や社会の価値観に支配されやすい権利概念であるといえる。

人格権とは、名誉、氏名、肖像あるいはプライバシーなど、人の精神的、人格的利益を保護する権利の総称であり、具体的には、名誉権、氏名権、肖像権、プライバシー権として、判例において法律上の保護を受けている。私法上の権利は、大きく人格権と財産権に分類される。権利の性質として、財産権が譲渡、相続することが可能な権利であるのに対して、人格権は、譲渡することも相続することもできない一身専属的な権利であり、人格権と財産権はその性質上相いれない権利であるという理解がなされている。人格権は、名誉権、氏名権及び肖像権などの個別的人格権も、あるいは一般的な人格権も実体法上の権利としてではなく、それぞれ最高裁判決によって承認されている判例法上の権利として保護されているにすぎない。

名誉権について、北海道知事選挙の立候補予定者をひぼう中傷する記事が掲載された雑誌の発行差止めを巡って名誉権侵害が争われた「北方ジャーナル」事件において、最高裁大法廷昭和61年6月11日判決は、「事前差止めの合憲性に関する判断に先立ち、実体法上の差止請求権の存否について考えるのに、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民法710条）又は名誉回復のための処分（同法723条）を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加

害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである」と判示して、人格権としての名誉権を承認した<sup>(2)</sup>。

名誉権における「名誉」とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な社会的評価であると解されている。したがって、単に個人的な名誉感情が侵害されただけでは名誉権侵害は成立せず、併せて社会的な評価が低下させられたときに名誉権の侵害があるとされるのが支配的な見解である。名誉権が侵害されると、金銭賠償請求や名誉回復措置などの民事的救済のほか、侵害者には刑事罰が科されることもある。

氏名権について、在日韓国人である原告が、NHKがニュース番組において、原告の氏名の朝鮮語音読みを知っていながら、あえて日本語音読みで呼称したことは人格権を侵害すると主張した事案において、最高裁昭和63年2月16日判決は、「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、他人からその氏名を正確に呼称されることについて、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益を有するものというべきである」と判示して、人格権としての氏名権を承認した<sup>(3)</sup>。

氏名権とは、自己の氏名を独占的に使用し、自己の氏名を冒用する者に対してその使用を排除することのできる権利であり、氏名にアイデンティティを認めることによって人が自己の氏名について有する法律上の利益を保護する。

更に肖像権について、警察官がデモ行進の様子を写真撮影したところ、デモ参加者である学生が旗ざおで警察官を突き、傷害を負わせたという事案において、最高裁大法廷昭和44年12月24日判決は、一般論として「憲法13条は、…国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対して保護されるべきことを規定しているものといえることができる。そして、個人の私生活上の自由の1つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するといえるべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない」と判示し、人格権としての肖像権が判例法上確立されたと認識されている<sup>(4)</sup>。

肖像権は、自己の肖像の作成及び利用に関する決定権であると理解され、名誉権や氏名権と同様に、広い意味における人格権の中に含まれるものとして位置付けられ

ている。

とりわけ、人の氏名や肖像は最も基本的な個人情報であると同時に、人間の尊厳を尊重する上で最も基本的な人格的要素であり、氏名権及び肖像権としてその人格価値の保護が図られている。

また、プライバシー権は、当初は、静穏な私生活への侵入や私事の公開など、他人による個人的な領域への干渉を排除するという意味において、「一人で放っておいてもらう権利」であると認識されていたが、マスメディアの発達や情報化社会の進展とともに権利の内容が大きく変容し、現在においては「個人に関する情報をコントロールする権利」（情報プライバシー権）という理解がなされるに至っており<sup>(注1)</sup>、<sup>(5)</sup>、やはり判例において承認されている権利である。

人格権という概念がドイツ、フランスなどの大陸法的な概念であるのに対して、プライバシー権はアメリカ法上の概念である。人格権とプライバシー権の権利概念は重複する部分はあるものの、これらの権利が時代や社会の背景に基づいて構成される要素が強い権利であることを考えると、厳格に見るとそれぞれ独立した別個の権利概念であると考えるのが妥当であろう。名誉権、氏名権、肖像権及びプライバシー権などの広い意味における人格権が判例によって認められるときは、個人の尊重や幸福追求権について規定する憲法13条が根拠とされる。

現代社会が情報社会であるといわれて久しいが、これまでのように情報を一方的に伝達するマスメディアを中心とする社会に加えて、双方向的に情報の伝達が可能となるコンピュータによるデジタル通信ネットワーク社会が形成されるようになり、情報社会も時代の進展とともに更なる発展を遂げている。1980年代以降の国際的な傾向として、コンピュータプログラムなどのソフトウェアが著作物として著作権法によって保護されるようになること、情報保護法としての知的財産法が重要な役割を果たすこととなった。情報社会においては、現代人の生活が便利になる一方で、情報自体が財産的な価値を持ち、我々の知らないところで、氏名や肖像を基本とする個人に関する情報が流通すると同時に、無断で利用され

(注1) 我が国においては、1960年代になってこのプライバシーの権利に関する研究が進み、昭和39年の三島由紀夫『宴のあと』事件判決において初めてプライバシー権が認識された。東京地裁昭和39年9月28日判決は、「私事をみだりに公開されないという保障が、今日のマスメディアが発達した社会では個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なものであるとみられるに至っていることを考え合わせるならば、その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益であると考えのが正当であり、それはいわゆる人格権に包摂されるものではあるけれども、なおこれを一つの権利と呼ぶことを妨げるものではないと解するのが相当である」と述べ、プライバシー権について言及した。そして、プライバシー侵害に対し法的な救済が与えられるためには、公開された内容が①私生活上の事実または事実らしく受け取られる恐れのある事柄であること、②一般人の感受性を基準として、その私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であること、③一般の人々にまだ知られていない事柄であることを必要とし、更にこのような事柄の公開によって、その私人が実際に不快、不安の念を覚えたことが必要とされる、と判示した<sup>(5)</sup>。

る危険性を秘めている。更に、そのような情報システムが濫用、悪用されることにより、名誉やプライバシーなどの精神的、人格的利益が侵害される危険性も増大する。そのような情報社会にあつては、知的財産権の経済的な価値が高まり、その法的保護の必要性が主張されるようになるとともに、個々人の名誉、プライバシーや氏名、肖像を含めた個人情報などの人格的利益の保護に関する法秩序の形成が必要とされる。

判例法上確立している名誉権、氏名権、肖像権などの個々の人格権は、個別的人格権として認識されるものであるが、人格権の内容はそれだけにとどまらず、その外延は明確になっていない。将来的には、情報技術やその他の科学技術の発展、更にはそうした技術の利用態様によっては、これまでにない人格的利益の侵害類型を生じさせ、新たな人格権概念を生み出すことも予想される。

公害や開発による自然環境の破壊によってもたらされた人の健康被害を保護するために権利として主張される環境権や、日常生活の中の相隣関係において、居住環境を保護するために主張される日照権や眺望権などは必ずしも権利として承認されているものとはいえないが、広い意味における人格権の一つとして把握されることがある。

### 3. 肖像権

肖像権とは、自己の肖像をみだりに作成されない権利、あるいは作成された肖像を無断で利用されない権利であると理解されている<sup>(注2)</sup>、<sup>(6)</sup>、<sup>(7)</sup>。歴史的に見ると、肖像権は、ドイツ法において比較的早い時期に確立された。1830年代後半にカメラが発明され、カメラや写真が技術的にも発達し、普及するにつれ、人の肖像が無断で撮影され、あるいは無断で利用されることが頻繁になり、肖像本人の人格的利益や財産的利益が侵害される機会が増加するに伴い、肖像権の保護が主張されるようになった。そして、1907年に制定された旧著作権法の中に肖像権に関する規定が置かれた。作成された肖像について、肖像本人の同意がなければ、これを頒布したり公表したりすることはできないと規定している。このドイツ旧著作権法は、1965年の現行著作権法の制定とともに廃止されることになるが、そのときの肖像権に関する規定は現在においてもなおその効力を有している。この肖像権に関する規定は、ヨーロッパ各国の肖像権立法だけではなく、我が国の肖像権論にも大きな影響を与えている。

我が国には、肖像権に関する制定法上の規定はなく、肖像権は判例理論や学説によって確立されてきた。我が

(注2) 我が国の肖像権概念の支配的見解によれば、肖像権には、①撮影拒絶権としての肖像権（肖像の作成自体を禁止する権利）、②作成された肖像の利用拒絶権としての肖像権（作成された肖像の公表を禁止する権利）、③肖像本人の有する財産的利益、財産権としての肖像権（肖像を営利目的で利用することを禁止する権利）の三つの意味があるとする。文献(6)、(7)参照。

国の肖像権に関する議論は、昭和30年代から昭和40年代にかけて、政治的、社会的な背景のもとで行われたデモ行進の際に、警察官が証拠としてデモ参加者を写真撮影するという行為に対し、無断で撮影された者が実力をもって撮影を阻止したり、カメラやフィルムを奪うという行動に出たために、それに伴って生じる暴行罪、傷害罪あるいは公務執行妨害罪という刑事事件において、デモ参加者の肖像権が争われ、最高裁大法廷昭和44年12月24日判決によって、判例法上肖像権が承認されたと認識されている。

その後の昭和40年代ごろから、マスメディアとの関係において肖像権侵害事例が多発するようになる。純粋な肖像権侵害の問題というよりは、名誉毀損やプライバシー侵害などとともに肖像権が問題となるケースが多くなっている。そして、昭和50年代後半以降は、「フォーカス」「フライデー」などの写真週刊誌の登場により、いわゆる「有名人」がそのプライバシーを侵害される場面において肖像権が問題となるケースが頻発するようになる。裁判上は、肖像権侵害を伴う名誉毀損やプライバシー侵害による民事上の損害賠償請求事件であり、判決も、先に紹介した最高裁大法廷昭和44年12月24日判決の理論を踏襲してはいるものの、肖像権独自の問題というよりは、プライバシー権侵害という理論構成を採用している場合も少なくない。マスメディアと肖像権の衝突は、表現の自由と個人の人格権との調整をどのように図るかが大きな問題となる。

また、マスメディア以外では、昭和50年代に、高速道路における自動車のスピード違反を取り締まる目的で設置される自動速度監視装置（オービスⅢ）による肖像権侵害問題が数多く生じている。最高裁昭和61年2月14日判決は、「速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急の証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものである」と判示して、自動速度監視装置による写真撮影が肖像権を侵害しないものであることを認めた<sup>(8)</sup>。

更に、犯罪行為を事前に防止する目的で、犯罪被害を受けやすいコンビニや金融機関などの店内はもちろん、繁華街の街頭などでも至る所で防犯のための監視カメラが設置されている。防犯のための監視カメラの設置は当たり前のように行われているが、人格権としての肖像権を保護する立場からは疑問が多い。肖像権理論からすると、肖像の撮影にあたってはあくまで本人の同意が必要であり、必要がない場合でも、特定の場所において防犯目的のための監視カメラが設置され、肖像が常に撮影されていること、あるいは無断で撮影される可能性があることを明示すべきである。

## 4. 個人情報

コンピュータやデータベースの普及により、個人情報などのデータ管理が極めて容易になる一方で、ネットワークを通じたデータ情報の流出は、行政機関や民間企業を問わず、日常茶飯事となっている。情報の利用や管理が便利になるのとは裏腹に、個人情報は常に流出の危険にさらされている。

法律上、個人情報とは、氏名、生年月日、住所、電話番号など、特定の個人を識別することができるあらゆる情報をいうものとされ、平成15年に制定された個人情報保護法に基づき、国や地方公共団体、個人情報を取り扱う事業者は、個人情報の保護が義務づけられている。

プライバシーと同様に、個人情報の保護は、情報化された社会に生きる我々現代人としては、平穏で安全な私生活を営む上で必要不可欠である。しかし、このプライバシーや個人情報の保護という考え方は、民主国家との関係において必要不可欠な表現の自由という考え方と対立することがある。

現代の情報化社会は、メディアの多様化や情報技術の革新によってもたらされたいわゆるIT時代といわれている。インターネットや携帯電話が私たちの日常生活に深く浸透しているように、情報の自由な流通は、憲法21条によって保障されている表現の自由を基盤とするものであるといえよう<sup>(注3)</sup>。情報社会を支える表現の自由は、民主的な国家や社会を存立させる大前提となっている。民主国家においては、まず人間の尊厳が尊重され、それを維持する方法として表現の自由が保障されなければならない。

ところが、一部のマスメディアが表現の自由を振りかざし、表現の自由を盾にして個人のプライバシーに介入したり、技術革新だけが先行して、倫理的ないし精神的なケアや法律的な制度の整備が間に合っていない未成熟な情報化社会においては、個人のプライバシーや個人情報がいとも簡単に取り扱われ、私たちのプライバシーや個人情報は常に危険にさらされている状況にあるといっていよい。技術的な側面及び法的な側面からプライバシーや個人情報の保護を図ることが、将来における情報化社会の発展にとって最大の課題となろう。

(注3) 日本国憲法第21条〔言論、出版、表現の自由〕第1項集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第2項 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

憲法21条によって保障されている表現の自由は、情報社会において私たちが意見を自由に表明することを可能にさせると同時に、社会的に大きな影響力を持つマスメディアが発達した情報社会においては、情報を受ける側の「知る権利」として機能する。「知る権利」は、国民が国家に対して政府等の情報の公開を要求することのできる権利であり、国民が政治に参加するために、民主主義社会の存立に不可欠な権利である。

## 5. 情報通信技術と人格権

日進月歩の技術革新とともに、情報社会は拍車をかけるように高度化している。技術革新をもたらす発明や創作といった研究開発に関する知的活動は、憲法が保障する思想、表現の自由を基盤とするものである。発明者や創作者の権利は、特許法や著作権法などの知的財産法によって保護され、そのことが産業や文化の発展に大きく貢献してきた。しかしその一方で、革新的な技術であってもモラルのない利用方法によって人格権が侵害されたり、創作行為自体あるいは法が遵守されないことによって人の人格権が侵害されたりするケースが多いことも事実である<sup>(注4)</sup>。ある意味で、発明や創作という知的活動が、善きにつけ悪しきにつけ、人の人格に何らかの形で影響を及ぼすことがあることは否定できない。これまでの情報技術の発達が人格権の形成に大きな影響を与えてきたように、更なる高度化が予想される情報通信技術についても人の人格権に対して多大な影響を与えることは必定である。

高度化される情報社会といえども、基本的な枠組みとしては「表現の自由」によって保障され、これを基盤として、インターネットやその他のメディアを通して、情報を自由に発信し、他人とのコミュニケーションや自由な研究開発や表現活動を行うことができる。このような情報社会において、私たちの日常生活がますます便利になるとは裏腹に、将来における情報社会の発展には様々な問題をはらんでいることもまた事実である。特にコンピュータやネットワークを利用する者は、情報倫理や社会秩序を遵守する社会的責任も必要とされる。知識や技術を悪用したネットワーク社会の存立を脅かすような行為はもちろんのこと、社会的な倫理や道徳に反する情報や虚偽の情報を流すなど、インターネットを利用して社会の秩序を乱したり、社会を混乱させたりするような反社会的な行為が容認されないことはあえていうまでもない。

また、健全な情報社会を維持するためには、個人の尊厳や人格を侵害するような行為も許されない。名誉やプライバシーなどの人格的利益や個人情報には憲法その他の法律によって保護されている。例えば、他人の個人情報や肖像写真を無断でネット上に流したり、画像処理や画像の合成により肖像画に修正を加えたり、著作物を改変したりする行為は、プライバシー権あるいは肖像権の侵害となる。更に、自分自身の個人情報が無断で利用されたり悪用されたりすることのないように、情報の管理に

も十分な注意を払う必要がある。

著作権法においては、音楽CDやプログラムなどのデジタル著作物について、いわゆるコピープロテクションなどの技術的保護手段や権利管理情報を利用することによって、技術的な側面から無断複製を防止しようという制度が導入されている。技術革新は、従来は存在しなかったデジタル形式の著作物を生み出し、著作物の利用や消費を容易にしたものの、品質的に劣化の少ない複製物の製作も容易となり、著作権の保護に大きな影響を及ぼす結果となった。その一方で、著作権を保護するための技術が開発されるなど、技術的なバックアップを受けることで著作権制度が維持されることとなった。

情報通信技術や医療技術を見ても明らかなように、技術革新は現代人の生活の利便性向上のために、あるいは知的活動の成果として、今後ますます発展するであろうことは想像に難くないが、法律による規制が技術革新の妨げとなつてはならないはずである。以上のことから考えると、技術革新だけを推し進めるということではなく、その時代の倫理観や価値観を踏まえ、人間の尊厳や人格権などを尊重した法的枠組みの中で更なる発展を遂げることが望ましいといえよう。

### 文 献

- (1) 川島武宜, “民法総則,” p.69, 有斐閣, 1965.
- (2) 最高裁判所大法廷昭和61年6月11日判決〔北方ジャーナル事件〕  
最高裁判所民事判例集, vol.40, no.4, p.872.  
判例時報, no.1194, p.3.  
判例タイムズ, no.605, p.42.
- (3) 最高裁判所昭和63年2月16日判決〔NHK氏名日本語読み事件〕  
最高裁判所民事判例集, vol.42, no.2, p.27.  
判例時報, no.1266, p.9.  
判例タイムズ, no.662, p.75.
- (4) 最高裁判所大法廷昭和44年12月24日判決〔京都府学連事件〕  
最高裁判所刑事判例集, vol.23, no.12, p.1625.  
判例時報, no.577, p.18.
- (5) 東京地方裁判所昭和39年9月28日判決〔「宴のあと」事件〕  
下級裁判所民事裁判例集, vol.15, no.9, p.2317.  
判例時報, no.385, p.12.  
判例タイムズ, no.165, p.184.
- (6) 大家重夫, 肖像権, p.2, 新日本法規, 1979.
- (7) 五十嵐 清, 人格権論, p.72, 一粒社, 1989.
- (8) 最高裁判所昭和61年2月14日判決〔自動速度監視装置事件〕  
最高裁判所刑事判例集, vol.40, no.1, p.48.  
判例時報, no.1186, p.149.  
判例タイムズ, no.591, p.31.

(平成18年10月3日受付)

(注4) ファイル交換ソフト「Winny」の開発者が著作権侵害幫助罪で逮捕された事件が議論を巻き起しているが、著作権法の解釈からすると、ファイル交換ソフト自体が違法ではなく、ファイル交換ソフトを利用して他人の著作物を無断で交換し合う行為が違法であるにすぎない。後は、かつてのわいせつ概念の判断基準と同様に、社会通念としてWinny開発者の行為が違法であるか否かが、刑法解釈論において議論されることになる。この事件について、京都地方裁判所平成18年12月13日判決は、Winnyの開発者である被告人に対して、有罪判決(罰金150万円)を言い渡した。なお、被告人は控訴した。



みうら まひろ  
三浦 正広

昭63青学大・法卒。平6同大学院法学研究科博士後期課程満了退学。同年同大学・法・助手。平18国士舘大・法・教授。論文「現代社会における人格権」、「肖像写真の撮影・公表と自己決定権」、「肖像権の本質と理論的枠組み」など。